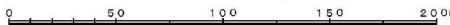




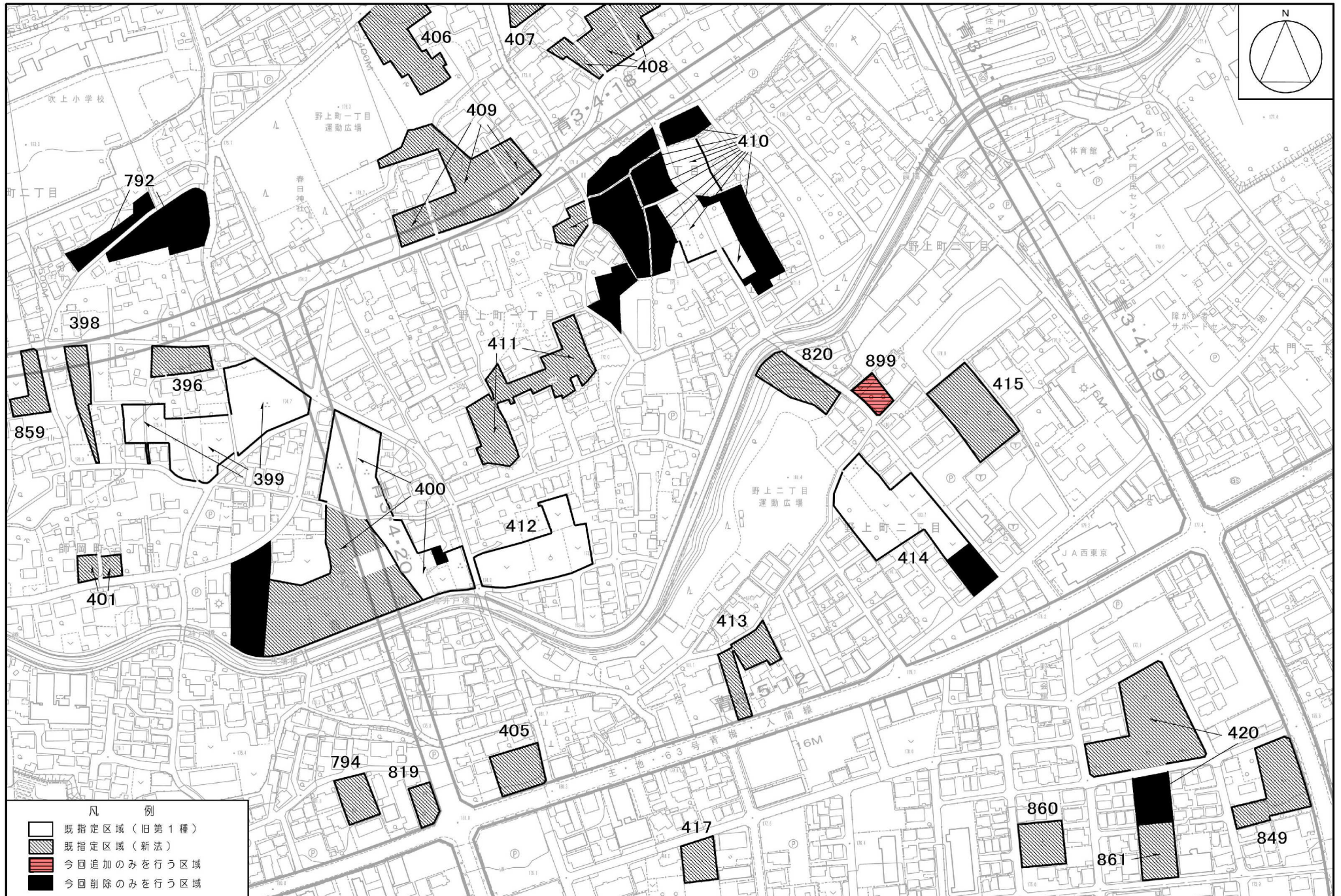
凡 例	
	既指定区域(旧第1種)
	既指定区域(新法)
	今回追加のみを行う区域
	今回削除のみを行う区域

縮 尺 1 : 2,500



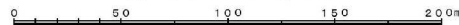
「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅尺1:2,500の地形図(「国測院図」)を使用して作成したものである。ただし、詳細図は、東京都知事の承認を受けて作成したものである。 製図者(製図番号) 3 都計産緑地第159号、令和3年8月18日」

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅尺1:2,500の地形図(「国測院図」)を使用して作成したものである。 製図者(製図番号) 3 都計産緑地第159号、令和3年8月18日」



- 凡 例
- 既指定区域 (旧第1種)
 - 既指定区域 (新法)
 - 今回追加のみを行う区域
 - 今回削除のみを行う区域

縮 尺 1 : 2,500



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅員1/2,500の地形図(「詳細測図」)を使用して作成したものである。ただし、詳細測図、都市計画部課の測量図及び制定したものである。 無断複製を禁ず。
(承認番号) 3都計基測第159号、令和3年8月18日

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅員1/2,500の地形図(「詳細測図」)を使用して作成したものである。
(承認番号) 3都計基測第159号、令和3年8月18日



【この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、詳細図は、都市計画道路の計画図から編入したものである。 無断複製を禁ず。(承認番号) 3都庁基交審第159号、令和3年8月18日】

【この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を利用して作成したものである。(承認番号) 3都庁基交審第6号】



凡 例

既指定区域(新法)

今回削除のみを行う区域

縮 尺 1 : 2,500

0 50 100 150 200m

【この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、対象緑地は、都市計画道路の計画図から抽出したものである。 地籍調査を要す。(承認番号) 3都庁基設第159号、令和3年8月18日】

【この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 3都庁基設第6号】

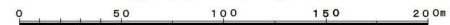
青梅都市計画生産緑地地区計画図(青梅市決定)



凡 例

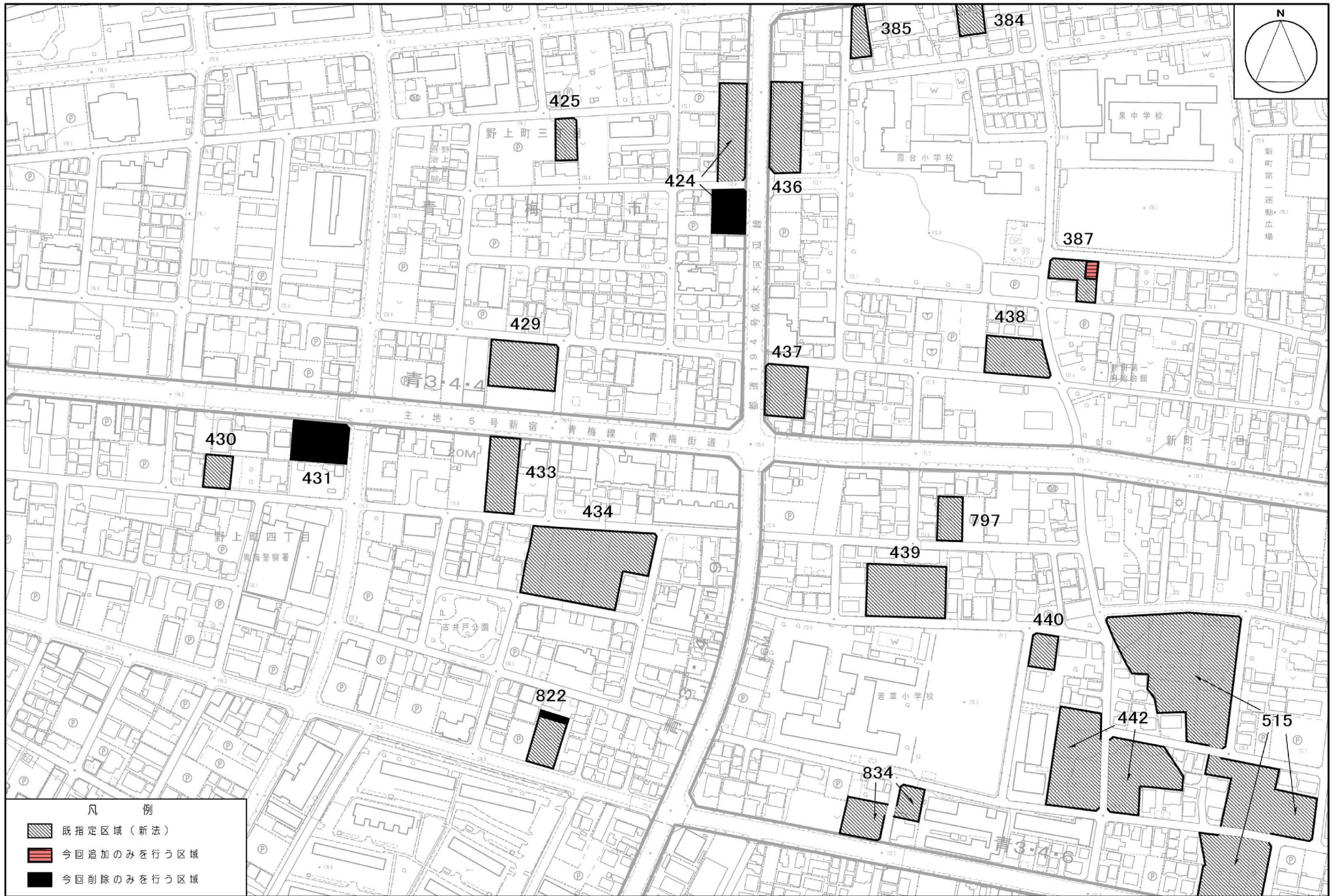
- 既指定区域 (新法)
- 今回削除のみを行う区域

縮 尺 1 : 2,500



【この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、詳細図は、都市計画道路の計画図から縮尺したものである。 地籍調査を参照。 (承認番号) 3都庁基交審第159号、令和3年8月18日。 (承認番号) 3都庁基交審第159号、令和3年8月18日。】

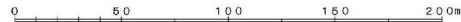
【この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1地形図を利用して作成したものである。 (承認番号) 3都庁基交審第6号。】



凡 例

	既指定区域(新法)
	今回追加のみを行う区域
	今回削除のみを行う区域

縮 尺 1 : 2,500



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網版)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画線から縮尺したものである。 詳細図数(案号) (案図番号) 3部并発第159号、令和3年8月18日

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の地形図を利用して作成したものである。(案図番号) 3部并発第159号